

熊本国権党と朝鮮における新聞事業

佐々博雄

はじめに

- 一、紫渙会のアジア観
- 二、朝鮮時報（釜山）
- 三、漢城新報（京城）
- 四、平壤新報（平壤）
むすび

はじめに

熊本国権党は明治十四年（一八八一）九月熊本に結成された紫渙会を母体として明治二十二年（一八八九）一月に成立した国権主義の政党である。⁽¹⁾

従来、熊本国権党などの国権主義団体の研究は手薄であり、もちろん熊本国権党についても例外ではなく、最近になって、その成立期における研究が端についたばかりである。⁽²⁾

従つて、まだまだ熊本国権党の政治、思想、経済活動などを含む体系的な研究はこれから課題といつてよい。

そこで、本稿においては将来、熊本国権党及び、その外の国権主義団体を体系的に研究するにはまず、彼らの個々の実際活動を調べておく必要から、その手初めとして、紫渙会結成以来、彼らが主唱してきた国威伸張、国権拡張が日清戦争を契機として実践に移された初めての事業、即ち、朝鮮における新聞事業について、「朝鮮時報」「漢城新報」「平壤新報」の三紙と、その事業をおこした国権党の成立当初におけるアジア観を中心検討しようとするものである。

尚、「朝鮮時報」「漢城新報」「平壤新報」のまとまった实物が国内にみあたらぬため、新聞記事の内容についての具体的検討が困難である。そこで、本稿においては、いささか内容が平板になるかもしれないが、従来、海外で発行された新聞についてのまとまった研究書である蛭原八郎著『海外邦字新聞雑誌史』でも不明であつたこれら三紙の成立年月日、及びその成立過程を明らかにし、又、それらの性格も出来得る範囲で若干の考察を加えるものとする。

一、紫渕会のアジア観

日清戦争を契機として、これまで国威伸張、國權拡張を叫んできた熊本国権党は朝鮮国内に進出し、彼らの國權拡張の実践としての事業に着手する。その第一の事業が新聞事業であった。

そこで、各新聞の個別検討にはいる前に、まず、なぜ彼らが朝鮮に進出し、迅速に新聞事業というものに着手することが出来たかという前提条件として、彼らの大陸活動、アジア観について、熊本国権党的前身である紫渕会の成立期にさかのぼり検討してみよう。

紫渕会と大陸との最初の触れ合いは、明治十二年（一八七九）十二月に紫渕会の教育機関である済々賛の前身として開校された同心学舎（明治十四年二月同心学校と改名）の中にみることが出来る。

同心学舎は西南戦争によつて荒廃した熊本の教育再建の為、西郷軍に加担した学校党の生存者であり、後に熊本国権党的领袖となる佐々友房らを中心として、國家有用、國家救済の人材を作るという教育目的により設立されたものであり、その『建設趣旨書』⁽³⁾に「皇威の尊嚴を益し、我が國權の拡張を謀らんとす」と明確に述べられている如く、その教育は極めて政治的要素を持つものであった。

同心学舎は明治十四年二月同心学校と改称するのであるが、ここにおいて、同心学校は「将来の國運を想像し本邦と支那、朝鮮との関係密接なるべきを察し」、従来の課程の外に、中国語、朝鮮語を学ばせることにしたのであった。

同心学校において、中国語、朝鮮語を学ばせる契機となつたのは明治十三年、東京において設立された「興亜会」の影響と思われる。興亜会は当時のアジアの衰えを憂え、その名の示す如くアジアを興すという思想を基調に、渡辺洪基、宮島誠一郎などの発起により設立されたものである。⁽⁵⁾その会長には旧熊本藩主細川資護の第六子である長岡謙美が就任した。

この興亜会が設立されるや、その会員である吉田義静が帰熊して、白木為直、佐々友房などに興亜の急務を唱道してまわつたのである。そこで、佐々も「志氣ヲ海外ニ向ハシメ清韓ニ向テ勢力ヲ樹立セハ以テ世人ニ対シテ先鞭ヲ着クルコトヲ得ヘシ」と決意し、まず、中国語の教師としては熊本鎮台支那語学教師榎木某を招聘し、朝鮮語については興亜会とも関連のある李東仁と共に日本に来た呉鑑をわざわざ東本願寺から招聘し、同心学校の学生の語学教育に従事せしめたのである。

当時、全国の官私立学校の中で、中国・朝鮮語などの学科を置くものは興亜会附属の語学校に支那語科があつたのを除けば、この同心学校以外にはなかつたのである。もちろん、この様な特殊語学教育は明治十五年二月に開校された紫渕会の教育機関である済々賛の教育の中にも受継がれたのである。そして、これらの教育によつて、後に大陸において活動する人材が数多く生れるのである。

既に、明治十四年から十五年にかけては紫渕会会員、栗林次彦・葉室侃温・飯田勝雄・松下忠・秋山儀太郎・有田友次・佐々正之の七

名が渡韓しており、壬午事変（〇一八八二年・朝鮮京城でおこった事変、日本公使館焼打事件にまで発展、結果、日朝間に済物浦条約締結）の際には栗林、葉室、佐々の三名は帰国せず、參謀本部から派遣された軍人と共に朝鮮国内の探索活動を行っているのである。特にこのうち佐々正之（佐々友房実弟）は其後、京城に居を構え、朝鮮における熊本国権党の中心として活躍し、漢城新報社の經營にも参加したのである。

また、中国に対しても紫渕会は早くから関心を示している。明治十七年清仏戦争の勃発するや、紫渕会の領袖佐々友房は済々齋の学生、佐野直喜、宗方小太郎の二名を伴い上海に渡り二か月間の視察を行なつた。ここにおいて、佐々はさらに日清の関係が重大であることを察し、対清将来の方策のため、随伴した佐野、宗方の二名を清國に留め、宗方は紫渕会の機關紙「紫渕新報」の上海通信員となし、佐野は中國語に通じたので陸軍の丸子方大尉に托し情報活動のため芝罘に至らしめたのである。やがて彼らは後に中国に渡る井手三郎、前田彪、緒方三三などと共に中国における日本人の中心として各方面に活躍するようになるのである。彼らの中国における活動は別の機会に譲る。

以上述べてきた如く紫渕会は一地方政党ながら極めて早い時期に中国、朝鮮に着目し、まず、それらの語学教育をとり入れ、その教育の中から人材を大陸に送り出し実践活動を行なつていた最初の國權主義政党ということが出来るであろう。

そこで、このように大陸に人材を送り出す紫渕会は當時、具体的にはどのようなアジア観を持っていたのであろうか。紫渕会は明治十四

年（一八八二）九月一日に肥後の学統である学校党、実学党、勤皇党などを統合し成立した政党であったが、当時、沸騰していた主権論（〇主権は天皇にありとする「主権在君」論や「主権在民」・「主権在議会」などの論）の見解の相違により、その大半は脱会し、紫渕会に留まつたのは実学党の一部と学校党、勤皇党を主体とした国権論者達であった。このような状勢の中で国権論者達は自らの主義主張を世間に披瀝し、國権主義の拡張を図るために迫られ、明治十五年三月一日、彼らの機関雑誌「紫渕雑誌」第一号を発行する。

この「紫渕雑誌」においてまず彼らの大陸政策論を開闢させる。「紫渕雑誌」の記事における彼らの主張するところは日本・朝鮮・中國の三国を中心とする「東亞細亞連合論」であつた。^{〔10〕}

当時、彼らは歐米列強の状態を見るに、

名ハ文明開化ヲ貴ブト雖モ、其實大ニ反対スルモノナリ（中略）弱ノ肉ハ強ノ食、万國公法ノ名ハ之レアリト雖モ、一二三ノ大國巧ニ其名義ヲ用ヒテ利己ノ具ト為スニ過ギザルトキハ、無法ト何ゾ異ナラシ、是レ吾党ガ毎ニ歐州ヲ目シテ暗濁世界トスル所ナリ^{〔11〕}

として歐米列強の弱小国に対する無法を説き、これら歐米列国の前には万國公法も無力と化し、道徳や倫理も無い暗濁世界の模様を呈しているとしているのである。

特にロシアに対しても非常な危機感を持っていた。

若シ波羅^{〔ブルガジン〕}海ノ艦隊ヲ以テ遠ク南洋ヲ回り、遼東湾ニ集メ天津ノロヲ扼シ、併テ我ガ馬閨ノ海峡ヲ扼シ水運ヲ絶タバ期日ヲ出スジテ國

内融通閉塞セノ（フリガナ筆者・以下同断）

と述べ、当時のロシアの海軍増強の情報から既に日露戦争時におこるべき事態を推測し、このような事態がおきたら直ちに日本は危急存亡の地に陥るとしているのである。また、日本ばかりでなく、中国も朝鮮もその禍毒を蒙ることは必然であった。

そこで、この様な事態に対処する方策として彼らは「東亜細亜連合論」を唱えるのである。その内容はまず、「日本支那朝鮮ノ三国ハ人種相同シク、風俗相同シク、道教利害モ亦相同シク、其勢唇齒輔車唇ナラサルナリ」と、その人種、風俗、道徳の共通を説え、李鴻章、魚允中などの各国の「一世ノ英俊識者」と提携し、然る後に「三国約ヲ建テ便宜ノ地ヲ擇テ會議所ヲ置キ凡ソ三国緩急有ラバ互ニ相救フヲ約シ三国各々人口ノ多寡土地ノ広狭ニ準シテ賦ヲ出シテ連合海軍ヲ措キ東亜細亜ノ勢力泰西ニ震フニ至ラバ南洋諸州印度諸国ハ自カラ独立ヲ得」というものであつた。即ち、日本・朝鮮・中国の三国は人種、風俗、道徳の上からも共通性を持ち、他のアジア諸国の先導として盟約を結び、その連合機関を適当な地に設置し、そこに各国からなる連合海軍を常置させ欧米列国と対峙しようとするものであつた。

このような紫渕会の「東亜細亜連合論」は明治維新期、明治初年ににおける我国の一つの願望でもあった。それは、当時、アジアにおける一弱小国である日本が国家自立といふ大目標を達成し得るには、到底自らの力のみで行うことは困難であり、そこに、隣接するアジア、特に朝鮮、中国との自立的連帶を望む要因があつたのである。そして、

このような考えは紫渕会のような國権主義論者ばかりでなく、自由民権論者においても持たれていた。

やがて、自由党を中心とする民権論者は清仏戦争（〇一八八四～五年清国とフランスとの間のインドシナ半島をめぐる戦争）、甲申事変（〇一八八四年、李氏朝鮮末期の政変事大党と独立党対立、以後清国の勢力強まる）を契機として、彼らの持っていた連合論を棄て、朝鮮の内政干渉論に転換するが、紫渕会は後述するように、その時点でも三国連合論を主張しているのである。

紫渕会の「東亜細亜連合論」は佐々友房と併び紫渕会の指導者であり、紫渕会最大の理論的指導者であつた津田静一にあつては既に明治四年に明らかにされているのである。

津田静一は横井小楠の流れをくむ肥後実学党の一人であり、明治二年には藩費をもつて米国に留学し、最初陸軍士官学校への入学を希望したが、結局その希望を果たせず、モンソン中学、エール大学で法律、政治学を修めて明治六年に帰朝した人物である。

この津田が明治四年（一八七二）九月二十日付で留学先の米国から父、津田山三郎宛てた書簡によれば次のように述べている。
日本之如き者東洋中に屹立進而事を為に易退而国を守に利あり、一たひ奮起して秣馬畜財へ西之方唇齒之好を支那に厚し東之方連合之盟を北西に結び戰艦を印度洋地中海之要路に連ね天地之公道を以而字内に臨まは誰か之を敬し且恐ざらん、如是亞細亞者東に合し歐羅巴は西に幡り美利堅者（アーヴィング）中間に独居して天下三分鼎足之形成り歐羅之

傲慢を挫而聖人之道可布於四海と竊に愚考仕居申候（傍点フリガナ
筆者・以下同断）

このように津田は米国にあつて泰西の思想に馴まず、むしろ、國際情況の認識から日本国家自立の危機を痛感し、国内において培われた儒教的思想を基礎とし、無法と化した「万國公法」にかわるものとして、宗教的な「聖人之道」という「天地之公道」を世界に敷くことを理想としたのである。そして、その方策として「東亞細亞連合論」を主張したのであった。

津田が以上のような考え方を、既に明治四年に持つていたことからすれば、津田を社長とする「紫浜雑誌」の中において「東亞細亞連合論」が主張されるのは当然の事であつた。

津田はその後も暫く連合論を棄てなかつたのである。津田は明治十九年（一八八六）細川護成に従い渡英するが、その滞在先のロンドンから佐々友房に宛てた書簡において、「方今の急務は興亞之策を講志日清の連合を図るに在り」とし、その連合を具体的に進める手段として、次に掲げる九策によるアジア諸国共通の制度文物の確定の必要を説いてゐるのである。

一、服制ヲ一定スルコト
此ハ亞細亞洲普通ノ礼服ヲ制定シ連合ノ列国總テ之ヲ着用シ平

服モ亦可成の一一定ニスルコトヲ務ムヘシ

一、曆法ヲ一定スルコト

此ハ清、韓等諸国多ハ陰曆ヲ用ヒ我邦人民ノ多数モ之ヲ奉スル

モノナレバ我ガ陽曆ヲ廢シ復旧スル迄ニテ太々容易ナリ

一、休日ヲ一定スルコト

日曜日ヲ以テ休暇トスルハ知ラズ識ラズ耶蘇宗ニ帰依スルノ道ナリ因テ今ニ於テ一六、三八ノ如キ休日ヲ設ケ禍ヲ未萌ニ禦グノ策ヲ立テザルベカラズ

一、文字ノ用法ヲ定ムルコト

文字ヲ一定スルコトハ人力ノ及ブ所ニアラズ然レトモ普通ノ公文ノミハ確定スルコトヲ得ベシ此ハ中世歐洲中ニテ羅勃語或ハ仏語ヲ以テ通用シタル例ニ由リ支那ノ古文ヲ以テ公文式トナスハ妨ゲナカルベシ

一、礼式ヲ一定スルコト

此ハ冠婚葬祭ノ礼ニシテ宗教ニ関セザル部分ヲ一定シ且ツ灑掃（サンク）応対退ノ節モ洋礼ヲ折衷シ適當ノモノヲ制定スルモノトス

一、度、量ヲ一定スルコト

一、里法ヲ一定スルコト

一、貨幣ヲ一定スルコト

右三条ハ歐洲ニテモ久ク其議アレトモ未ダ実施スルコトヲ得ス若シ此事ニシテ亞細亞ニ行ハレバ誠ニ文明ノ先鞭ト称スベキナリ

一、普通ノ公法ヲ設クルコト

万國公法ニ拠リ普通ノ公法ヲ制定シ共ニ之ヲ遵守スルコト

以上の九策が津田のいう「東亞細亞連合」を行う上での手段であり、

方策であつた。

津田が佐々に書簡を送った明治十九年という時期は朝鮮における壬午、甲申事変を経て日本国内の大陸政策論が一つの転換期にあり、福沢諭吉の「脱亜論」的姿勢が自由民権運動の流れをくむ人々の間にもとられはじめていた時期であつた。この時期に津田が連合論を唱え、その方策としての九策を具体的に掲げ「此策を棄てゝ外ニ我邦及び亞細亜を維持するの道ハ考付不申」とまで述べていることは興味のあるところである。

福沢が壬午事変の際には陸海軍の朝鮮への派遣や駐兵による朝鮮の保護国化を主張しているのに対し、紫浪会は明治十五年（一八八二）八月二十一日の「紫浪雑誌」第十八号においてはむしろ朝鮮開化党、守旧党の自立を促し、「直ニ海外異域ノ日本國ノ兵力ヲ假テ父母ノ国ニ戰ハシメ以テ己ノ勢力ヲ伸ヘント欲ルハ豈亦陋ナラスヤ」と述べ、福沢の主張した日本軍の派遣についても否定しているのである。また、明治十五年八月十五日の「紫浪新報」の論説「告天下政党諸君」では壬午事変に対する紫浪会の立場として、次のような記事を掲載している。

今也朝鮮ノ事変草莽ニ起リ政府ノ処置未タ何処ニ出ルヲ知ラス然而シテ聞クカ如キハ支那此際ニ乘シ将ニ一作為アランスト是実ニ我邦危急ノ秋矣、独リ我邦危急ノ秋ノミナラス亞細亜東境ノ危急亦實ニ今日ニ在リ矣、我党力平素執操スル所ノ中正主義ヲ以テ今日ノ事ヲ断スルニ東亞細亜ノ大局上ヨリ言ヘバ連合政略ヲ以テ目的トスヘシ決テ併呑政略ニ出ツ可カラス而シテ連合政略ヲ執ント欲セバ支那、

朝鮮日本ノ交際必信義ヲ本トスヘシ決シテ利己騙詐ノ政略ニ拠ル可ハナ
ラス

以上のように日本の大陸政策論の転換点であつた壬午事変においても、福沢の主張する朝鮮の保護国化という姿勢を紫浪会はとらず、飽く迄も、「東亞細亜連合論」を主唱しているのである。そして、連合策をとるには朝鮮、中国との「信義」「徳義」を重んじた交際を行うことがその要件だとしているのである。

当時の紫浪会は歐米列強の「暗濁世界」をより強く認識していたが故に、「暗濁世界」によるアジア進出を最も危惧し、それに対処する方策として、単に地理的な西洋と東洋という区分によるアジアの連帶ではなく、「聖人之公道可布於四海」という儒家的倫理観から人種、風俗、道徳の似かよつた朝鮮、中国との連帶を最も重視し、その達成のため、飽く迄も「支那ノ奮發、朝鮮ノ改革」という内部からの自立を願つたのであった。そして、これらの国との自立的連帶によって「暗濁世界」に対する「徳義世界」をもってアジア防衛の達成を紫浪会の理想としたのであった。

また、この「東亞細亜連合論」を紫浪会が主張する最大の根拠は、先に述べたようにロシアの勢力を日本国家自立の最大の脅威と理解していたからであった。そこに、津田が明治十九年という時期にいたつても連合論を主張した理由があり、福沢や自由党が壬午、甲申事変や清仏戦争を契機として主張した朝鮮進出論に紫浪会が転換しなかつた理由があつたのである。

このように「東亜細亜連合論」を強く主張した紫渕会はさらに論を進めて、次のような現在の国際連合ともいべき「宇内共和政府論」も「紫渕雑誌」に掲載している。

各国各々代議士ヲ出し、西球内便宜ノ地ニ会シテ、法律（即公法）ヲ定メ、各国ノ交際ニ起ル所ノ紛糾ヲ判決シ、強國利ヲ獲テ弱國利ヲ亡フノ弊ヲ救ヒ、若シ命ヲ用ヒザル者ハ、共和政府ノ海軍ヲ用ヒテ宇内共ニ之ヲ伐チ、必ず法ニ服セシメテ後ニ己マン、然ル後各国ノ軍艦ハ廢シテ商船トシ、砲銃ハ鎔シテ什器トシ、其費用ヲ用ヒテ社会有益ノ事ヲ興シ、大ニ宇内ノ学士ヲ会シテ、天下ノ學術ヲ一変シ、道徳ノ風潮ヲ振起シテ、政教一致ノ世朝ト為サン。⁽²⁾

さらに、「紫渕雑誌」の最終号においては、紫渕会の「東亜細亜連合」の貫徹の手段として「本会文社政略ヲ変換シテ漢字新聞ト為シ亞細亜便宜ノ地（清國上海ノ如キ）ヲ選テ本社ヲ移シ」、新聞を発行し「吾党東方政略ヲシテ手ヲ束テ措ク所ナカラシムルノ幫助ヲ為サン」としているのである。やがて、この理想は、その性格は異なるが、朝鮮における「朝鮮時報」「漢城新報」「平壤新報」の発刊となり、中国における井手三郎の「漢報」として実現するのである。

当時、紫渕会が主張していた各国の自立による「東亜細亜連合」は立国まだ日が浅く軍備も脆弱な我国にとつては最も望ましい願いであります、最も望ましい現実であつた。もちろん、それは日本の自立と防衛を容易にするものであったからである。そこに彼らの主張の一つの根

拠が存在したのであつたが、やがて、西欧資本主義諸国のアジアへの角逐、特に、紫渕会において最も恐れたロシアの東進が現実になり、日本は急速な軍事力の強化への道に進むことを余儀なくされ、アジアの現実は紫渕会が期待した各国自立の様相を呈せず、自立連帶の可能性を否定し、日本は独力による自立化の道を進ざるを得なくなつた。そして、日本の主導によるアジア諸国自立の為の誘掖、幫助が叫ばれるようになるのである。しかるに、そこには日本の誘掖、幫助がアジア諸国に対して何を意味するかということは欠落していたのであつた。以上、述べてきたように紫渕会はその実際活動の面から、また理論の面からも、極めて早くから大陸に着目していた政党ということが出来るであろう。そして、これらの理論、活動をふまえて、朝鮮における熊本国権党の新聞事業が始まられるのである。

二、朝鮮時報（釜山）

日清戦争の大勢が殆ど決した明治二十七年（一八九四）十二月一日の九州日日新聞に「佐々代議士談話の大意」という見出しで、佐々の主張するこれから対韓政策についての記事が掲載されている。佐々はその記事の中において、現在の朝鮮はロシアの呑併を辛うじて免れている状態で、それは、未だシベリア鉄道が貫通していないという理由からであり、我が國はこの機会にロシアの機先を制し朝鮮の諸業に盛んに手を下し、朝鮮の独立を助け、朝鮮を我が國の防禦の為の一保障すべきことを対韓策の究極的目的と主張している。また、朝鮮内地に力を用いる具体策としては各人が農商工業、教育、宗教等の各方面に

従事することが急務であるとしているのである。

この佐々の主張から紫浪会結成当時の「東亜細亜連合論」的姿勢を見い出すことは出来ない。むしろ、この時期には日本の主導による朝鮮の改導、自立化に変化したことが理解されるのである。この方針により熊本国権党は、まず、朝鮮の革新の帮助という名目の新聞事業を興したのである。

明治二十七年十月五日、後に佐々友房のあとを受けて熊本国権党的中心人物となる安達謙蔵は朝鮮釜山に上陸し、釜山総領事室田義文を訪問した。室田は先に佐々友房、正之と伴に朝鮮視察を行つた際に知己を得ていた人物である。室田との会談において、彼より「この釜山で新聞を発行して貰えまいか」「資金に関しては自分に目算がある。

この地の有志家とも相談して心配する。幸いただいま印刷会社一つ漬れて処置に困っているのがある。若干の活字もあり機械もそのまま使えるから、それを買収すればよいと思う」と新聞発行の依頼を受けたのである。この室田の勧めにより安達は直ちに熊本国権党的機關紙「九州日日新聞」に電報を送り、國権党的浅山知定、宇野七郎、山田珠一に相談し、宇野七郎の来釜を待ち、具体的な相談を行つた。相談がまとまつたことにより、さらに「九州日日新聞」から菊池景春、大畑秀夫の二名と植字印刷工を呼び寄せた。そして、釜山商業會議所会頭榎茂夫（郵船支店長）や宮本龍（會議所書記長）などの協力を得て、

明治二十七年十一月二十一日「朝鮮時報」と銘打つて、その第一号新聞を発刊させたのである。その社主には大畑秀夫がなつた。新聞の様

子は「紙幅は大ならざるも記事体裁よく整頓し雑報、商況等何れも注意の厚きを見るに足れり」というものであり、当分は隔日発児となし、料金は一ヵ月二十錢であった。

この「朝鮮時報」は明治二十五年十二月に創刊された「釜山商況」を「東亜貿易新聞」と改題した後、漸らく廃刊されていたものを再び改題し発刊したものである。

熊本国権党は「朝鮮時報」に対してもような期待をかけていた。

今や朝鮮は百事革新の途に上らんとする時に会し之れが革新の先導を為す者は我国民の責任たらさるべからず而して此の新聞の事業の如きも亦た朝鮮の革新を助くるに於て必らず渺からざる力を致さん

このように明確に朝鮮に対する「革新の先導」「革新を助くる」ものとして新聞事業の開始を喜んでいるのである。

また、佐々友房が在韓の弟正之に宛てた書簡の中においても新聞事業の開始を「好都合」としている。

安達も釜山に而新聞一ツ引受之約束出来候も中々ノ手際也、仁川新聞へハ高木正雄ヲ引入候由何レも何レも好都合也、先ハ右迄荒々如此ニ御座候

十月廿九日於神戸港 克堂

正之殿

この書中「釜山ニ而新聞一ツ引受之約束」というのは「朝鮮時報」のことであり、「仁川新聞」というのは從来仁川において発行されて

いた「朝鮮新報」の休刊の後を絶ぎ、その名を改題した穂積寅九郎所
有の「新朝鮮」のことである。國権黨の機関紙「九州日日新聞」の記
者高木正雄はこの新聞の編集事務を依頼されたのであつた。

当時、朝鮮における新聞は明治十四年十二月十日釜山において発刊

された大石徳夫の「朝鮮新報」を嚆矢として、明治十六年（一八八三）
十月一日、福沢諭吉の門下生である井上角五郎が朝鮮統理衙門博文局
主事の肩書をもつて、しばらく発行させた漢字新聞「漢城旬報」をそ
の第二とする。その後、明治二十三年（一八九〇）一月二十八日仁川
において「仁川・京城隔週商報」（月二回発刊の商業新聞）が発刊され
た。この新聞は明治二十四年九月一日「朝鮮旬報」と改題し、さらに
明治二十五年四月十五日「朝鮮新報」（釜山における大石の「朝鮮新報」
とは全く別なもの）となる。この「朝鮮新報」は先にも述べたように一
端休刊され「新朝鮮」となり、やがて再び「朝鮮新報」として再建さ
れる。この外、釜山における「釜山商況」「東亞貿易新聞」などがあ
つ。^⑥

これらの新聞も途中廃刊されたり、休刊したりで朝鮮における新聞
は明治二十七年当時、ほとんど皆無に等しい状態であった。そこで、
まず釜山において創刊されたのが「朝鮮時報」であった。そして、

「朝鮮時報」も含めてこれまで発行されてきた新聞は井上角五郎の
「漢城旬報」を除くといづれも邦字新聞であった。
以上のように熊本国権党は当時皆無の状態であった朝鮮新聞界にそ
の魁として「朝鮮時報」を創刊し、「朝鮮の革新を助くる」という名

のものとてにまず新聞事業による朝鮮の誘掖、改導を図ったのである。

「朝鮮時報」はその後も熊本国権党の人々を中心として大正期まで存
続する。この「朝鮮時報」を基礎として、「漢城新報」が京城におい
て創刊される。

三、漢城新報（京城）

「朝鮮時報」の創刊に努力した安達謙蔵はさらに、明治二十八年
（一八九五）二月十七日京城において「漢城新報」の第一号を発刊さ
せる。「朝鮮時報」が熊本国権党人士を中心とした民間人による比較
的小規模な新聞であったのに比べて、この「漢城新報」は外務省機密
費により創刊され、毎月補助金を受けた外務省の機関紙的性格を持つ
ものであり、日韓両国語で構成された朝鮮で初めての新聞でもあった。
朝鮮において外務省機密費から継続した補助金を受けた新聞はこの
「漢城新報」がその最初である。

当時、日清戦争の局面の展開を背景として朝鮮改革促進の意見が國
内においてたかまつてきていた。ここにおいて明治政府の重鎮の一人
である井上馨は明治二十七年十月十五日朝鮮國特命全權公使に任せら
れ、朝鮮改革の目的を持ち、明治二十七年十月二十六日午後五時京城
に着任した。

井上公使の京城到着よりさき、品川弥二郎より井上宛の紹介状をも
らっていた安達は井上公使が京城に到着するや早速、井上公使に面会
し「韓人の啓蒙には何を描いても先ず朝鮮諺文による新聞を発行する
要あり」と積極的に新聞発行の必要を力説したのであつた。ここに井

上もその必要性を認め、一等書記官杉村潛に新聞発行計画の援助を命じ、安達にはその具体的立案を求めたのである。

だが、この安達の新聞発行に関する一つの問題があつた。それは安達が井上に新聞発行の必要を説く以前、既に京城日本居留民の有志から新聞計画の原案が杉村書記官に提出され、陸奥外務大臣まで報告されたことである。杉村はその処置に苦慮し、解決策として安達と居留民有志との共同経営案を井上公使に進言したのであるが、井上は「それは断じてよろしくない。そんなことをしたならば統一を欠いて、将来コタコタの種にならぬ。」といは絶対、安達一人に經營せよ」と安達一人による新聞経営を強硬に主張したのである。³³この「*ムカヒ*」は陸奥外務大臣と井上公使との間の電報によつて明らかにした。

Inouye

Seoul

179. I intend carry out the scheme of publishing in Seoul newspaper in Korean language sending there suitable editorial staff and plants of press. Ask 杉村 for details. I trust you have no objection. Answer by telegraph.

Mutsu

34

ねよ、小生は電報で異論の返答なきいとを期待する。
明治二十七年十月三十一日 陸奥

井上公使に電報を打つてゐるのである。即ち、先に杉村から居留民有志による新聞計画の報告がなされたことに対し、陸奥はその新聞計画を認め支持したのである。これに対して、井上はどのよくな返事を送つたのやあらうか、次に井上が陸奥宛てた返電をみてみる。

Mutsu

Tokio

(140) The publication in Korean language mentioned your telegram 179 would be of no avail under the present condition of Korean Government. Wait till I propose anew on good occasion.

Inouye

Seoul 8/11/94

3. 10 p. m.

Read " "

5. 26 p. m.³⁵

(翻訳)

陸奥 東京

(140) 一七九号電報で述べられてゐる朝鮮語新聞の出版は今日の朝鮮政府の条件にておこなは有益でない。新たに好機を告げるまで待機せよ。

京城一八九四年十一月八日午後三時十分
解説一八九四年十一月八日午後五時二十六分

井上

井上 京城

一七九、小生は朝鮮語の京城新聞を出版する計画を実行する意図であり、それを満足なる出版スタッフ及び出版機械を送る計画である。詳細は杉村に尋

既に、安達をして新聞經營にあたらせることに意を決している井上は「今日の朝鮮政府の条件下においては有益ではない」との理由をつけて陸奥の要請を断わり、とぼけているのである。

明治二十七年十一月二十九日安達の新聞發行計画の具体案が完成したことにより、井上は陸奥に対し新聞發行の機会が来たとし、居留民有志者案にかわる安達案をもつて新聞の体裁、資金の必要に関する次の電報を送つたのである。

第一七九号御電報ノ朝鮮文新聞發児ノ儀ハ時期モ到着シ且適當ノ記者モアルニ付發行ノコトニ致シタシ費用ハ一切新規トシテ計算セバ過般杉村ノ報告ヨリハ大分増加スル見込ナリ創立費ハ印刷器械活字家屋修繕費等悉皆ニテ凡ソ千武百円ヲ要シ毎月補助費ハ百參拾円程ヲ要スベシ新聞紙ノ体裁ハ半バ日本文半バ朝鮮ヲンムソニテ隔日發行トスベシ右御差支ナクバ早ク決定アリタシ

京城 井上公使

(3)

陸奥外務大臣

この電文によれば安達案の新聞とは創立費千二百円、月額補助費百三十円を必要とし、その体裁は半分韓文字、半分日本文の隔日新聞であったことがわかる。

一方、以上の様な井上の電文を受けとつた陸奥は十二月三日の暗号電報によつて、次のような返電を送つてゐる。

新聞紙ノ為メ御申越ノ如キ多額ノ金ヲ支出スルコトハ到底出来難キ故今一応節儉ナル方法ニ付御考ヘヲ請フ又新聞記者及第一ニ其新聞

紙ヲ支配スベキ人物ヲ撰ムコト最モ必要ト思フ拙者ハ織田純一郎ヲシテ其任ニ当ラシメント欲ス御異存ナキヤ承リタシ

井上の一方向的な新聞發行計画依頼に少なからず不満を抱いた陸奥は一応、井上案に抵抗を示し「新聞ヲ支配スベキ人物」として從來彼が考へていた織田純一郎なる人物を推薦してゐるのである。

陸奥のこのような要請に対して井上は十二月四日の暗号電報において「新聞記者ノ儀ハ當方ニ於テ既ニ適當ノモノヲ選シアリ是レハ拙者ノ使用スル者ニ付、其人選ハ是非拙者ニ御マカセアリタシ」と陸奥の要請を断つてゐるのである。

以上のようないい井上の積極的な支持により安達謙蔵を中心とする熊本國権党系の「漢城新報」が成立したのであった。

井上の支持を得た安達はさらに、韓人の然るべき有力者との提携を必要と認め、杉村の推薦により當時度支部協弁(大蔵省の高官)の役にあつた安嗣寿と提携を結んだ。そこで安嗣寿は新聞社創立に必要な土地建物を提供し、現物出資の形で新聞經營に参加したのであった。

明治二十七年十二月七日、井上公使と陸奥外相との間の交渉もまとまり、新聞創立費としての千二百円が外務省機密費の中から電信為替で井上公使のもとに送られた。⁽⁴⁾

明治二十七年十二月十日、創立費を得た安達は印刷機械や活字購入の為、帰国し、東京築地活版所において韓文字母を八万個購入し、明治二十八年一月五日仁川に着し、いよいよ新聞發刊準備に着手した。⁽⁴⁾

明治二十八年二月十七日「漢城新報」第一号が発刊された。その体

裁は先にも少し触れたが、四面建で、その一二面が韓文で書かれ、三四面が日本文という隔日発行の新聞であった。この「漢城新報」は当初好評を博し、「当国人一般ノ氣受益々宜敷韓人ノ購読者凡四百名ニ相上リ申候」⁽⁴²⁾という状況であった。

然るに、「漢城新報」の社員を見るに職工に至るまで、ほとんど熊本国権党関係の人々でしめる状態であった。まず、社長はいうまでもなく安達謙蔵であり、主筆には佐々友房の義兄でもあり漢文に長じた國友重章がなり、編集長には當時、熊本で小学校に勤務していた小早川秀雄を熊本県知事松平正直を通じて特別に退職せしめ、その地位にあてた。編集員に佐々木正、会計に牛島英雄が決定した。又、韓文記事を掲載することから韓字担当記者として尹敦九を採用したのである、⁽⁴³⁾このように「漢城新報」はスタッフをそろえ朝鮮では最初の朝鮮の言語をもつてなる新聞であつた故に朝鮮朝野の好評を集め、さらには明治二十八年三月には外務省より月額補助費百三十円を二月にさかのぼって、支給されてしまいに發展をみるようになるのである。⁽⁴⁴⁾

ところで、このように外務省の補助によつて成立した「漢城新報」は政府の対韓政策とどのような関わりを持つのであらうか。

明治二十八年七月の朴泳孝の失脚事件により井上公使は從来の法典政略から宮中宥和策へと対韓政策の転換を図る。井上は宮中宥和策の最も効果ある手段として新聞による懷柔政策を考えていたのである。

明治二十八年七月十六日井上公使から西園寺公望外務大臣臨時代理

に宛てた極秘文によれば井上は「漢城新報」にかなりの期待を持つていたことがわかる。

京城発刊漢城新報ノ儀ハ御承知ノ通り重ニ諺文ヲ用ヒ候ニ付朝鮮人ノ疑惑ヲ解クニ最モ効能有之候処現刊紙幅狭ナルヲ以テ此際紙幅ヲ広メ一層拡張致シ度就テハ頃日御面談及ヒ候通り是迄毎月ノ保護金百三十円ニ尚四十円宛増加相成候様致度右至急御認許相成度候也

この極秘文は一時帰朝してゐた井上馨が朴泳孝事件の突發により朝鮮に急遽帰任する際、西園寺公望に宛てたものである。この公文でも明らかなように井上は帰任後、直ちに彼の政策を行うために「漢城新報」の補助金増額を西園寺に要請しているのである。

また、井上の明治二十八年七月二十七日の西園寺宛ての電報によつて彼の政策手段は明確になる。

対韓将来ノ方略ハ柴、佐々等に内話シ全ク同意シ居ルニ付野村内務大臣へ御話ノ上右両人ヲシテ新聞記者に説諭ヲナサシムルコト便宜ナラン猶ホ過ルニ十五日内謁見ヲナシニ時ヨリ夜ニ入り九時頃マデ諄々ト事情ヲ君主王妃ヨリ細密ニ聞取り余程都合宜シク疑惑モ氷解スルナラン就テハ王妃ノコトヲ称賛シテモ悪評下サ、ル様最モ御注意ヲ乞フコト、又、佐々、柴等ニ尽力セシムル手段最モ必要ナリ

井上はこのように新聞に關係を有する佐々友房や柴四郎をして、王妃、閔妃への宥和策を新聞にとらせることこそ、対韓政策の最も必要な手段であるとしているのである。

井上がこのような政策を国権党の領袖佐々友房の尽力に期待した事

実から考えれば、先に述べた新聞設立の際の安達への積極的支持は多分に熊本国権党という背景を井上が意識していたからではなかろうかと思われる。

そして、井上のこの方針に基き「漢城新報」は実際に閔妃への宥和を説く記事を紙面に掲載したのである。

國分象太郎君の提供せる材料を基礎として、小早川君が「朝鮮開国始末」と題する艶麗なる筆を揮い、朝鮮国政を論じ從来大院君派は鎖國党にして閔派は開國進取の策をとり來たりといふ立論の下に、

以上のように「漢城新報」は外務省の補助を受けたが故に、政府と一体化し、外務省御用紙的性格を持つ新聞として、日本の対韓政策と密接な関わりを持つたのであつた。そこには紫渙会結成当初、彼らが持ち得た、朝鮮の自立を願い東亜細亜連合を図るという自主的性格を見出すことは困難である。やがて、政府の対韓政策に密着していった

「漢城新報」は政府の政策を乗り越え、さらに急進化する。

明治二十八年十月八日未明、井上公使が擁護の方針をとった閔妃を日本人が殺害して宮中から閔派の勢力を一掃し、大院君を擁立するという事件がおこつた。俗にいう閔妃事件である。この事件は井上

公使にかわって朝鮮國特命全権公使に任せられた三浦梧楼が彼の独断により京城の民間社士団と日本守備隊を中心に起こした事件である。この民間社士団の中心となつたのが「漢城新報」の社員と熊本国権党の京城在留の人々であつた。彼らは事件後、直ちに退韓処分を受け、京城に

「謀殺及び兇徒聚衆」の罪名で広島地方裁判所の予審に附されたのである。しかし、彼らは政府の擁護的態度と朝鮮国内の状況変化から、広島地方裁判所が事件の詳細を探知していたにもかかわらず、翌二十九年一月二十日全員免訴となつたのである。この一月二十日の「予審終結決定書」にみえる「漢城新報」社員をみると、被告総数四十八名中七名をしめ、その他の被告も官人を除くとほとんど熊本国権党関係者であった。

このよう閔妃事件により、いたん安達謙蔵をはじめとする有力スタッフを失つた「漢城新報」は朝鮮政府の圧迫と、新たに朝鮮側で創立された「独立新聞」との競争などによりその経営が危ぶまれるようになつた。しかし、三浦にかわって公使となつた小村寿太郎の尽力によりこれまでの月額補助百七十円を三百円に増額されてその経営も安定したのであつた。そして新聞の性格も「政治ニ立入ルコトハ深ク之ヲ避ケ主シテ文化ノ誘導社会ノ改良ニ着眼シ朝鮮人ノ便宜ト嗜好ヲ考ヒ可成弘ク播布スルコトヲ之レ努メ帝国ノコトニ関シテハ單ニ独立新聞其他ニ於テ誤謬ヲ伝ヘタル場合之レカ弁解ヲナス位」というような穏健なものとなり、完全な公使館の指導の下、外務省の機関紙化したのであつた。

だが、「漢城新報」が朝鮮における熊本国権党の拠点であることに止めなく、先に退韓処分を受けた佐々正之、菊池謙蔵などは渡韓禁令がとけると再び朝鮮に渡り新聞社の經營にあつたのである。以後、「漢城新報」は改良をかさね、続けて政府の保護を受け、京城に

おける唯一の日韓両語新聞として、政府の機関となり、又、熊本国権党の拠点として活動を続け、明治三十九年（一九〇六）八月三十一日

朝鮮統監府の買収するところとなり廃刊されるのである。

（附表）
漢城新報補助費一覧表 (1896年9月迄)

年 月	補 助 額	備 考
1894年12月 6日	1,200円	創立費 2月17日第1号発刊
1895年 2月	130円	
3月	130円	
4月	130円	
5月	130円	
6月	130円	
7月	170円	朴泳孝事件 井上の宮中宥和策
8月	170円	
9月	170円	
10月	170円	10月 8日閔妃事件
11月	170円	
12月	170円	
1896年 1月	170円	閔妃事件予審終結全員免訴
2月	170円	朝鮮国王露國公使館播遷事件
3月	170円	
4月	170円	小村寿太郎公使補助金増額要求 6月30日認可
5月	170円	以後 300円
6月	170円	
7月	300円	
8月	300円	
9月	300円	

(備考、本表は「外交文書」「新聞操縦關係雜纂・漢城新報ノ部」(外務省外交史料館蔵)により筆者作成)

四、平壤新報 (平壤)

「平壤新報」は日露戦争當時、朝鮮平壤において創刊された最初の日韓両語新聞である。この新聞も先の二新聞と同じく安達謙蔵の努力により創刊されたのであるが、創刊後わずかに三年余りで廃刊される。

外務省においても平壤における新聞発行の必要を認め、明治三十八年

そこで、この新聞についてはその設立経過と体裁についてだけ簡単に述べることとする。
安達謙蔵は日露戦争中、朝鮮各地及び安東県方面の視察に出かけた。この視察において安達は「韓国西北部ノ一大都府ニシテ人口及繁華ノ点ニ於テ京城ノ次ニ位スルノミナラズ政治上ニ於テモ亦タ京城ニ次クノ枢要地⁶⁰」である平壤に注目し、ここに新聞社を設立しようとしたのである。

平壤に新聞社を設立しようとした要因として安達は次の二点をあげている。その第一は「平壤府ハ日露戦争ノ結果トシテ近キ将来ニ帝国臣民大發展ノ場所タル事」という地理的条件からであり、第二は「該地永住ノ決心アル者ニ新聞事業ニ適當ノ人物ヲ得ラル、事ニ有之候」という人的条件が満たされることからであった。

安達はこの二点を持って外務省に創業費の補助を願い出たのである。

(一九〇五) 一月十七日付で次の公文を小村寿太郎より林権助駐韓公使へ送っている。

予テ安達謙蔵ノ計画ニ係ル平壤ニ於ケル新聞発行ノ件ハ當方ニ於テモ其必要ヲ認メ本人ノ申請ニヨリ今回一時補助金トシテ千七百円支出ノコトニ相成候ニ就テハ本年三四月頃ニ至ラバ愈渡韓、平壤新報社創設ノ筈ニ有之候右ハ一二我公使領事監督ノ下ニ刊行ノ筈ニ有之候間可然御監督相成候様致度此段申進候

敬具 63

このように外務省は平壤新報創設のための一時金として千七百円を支出したのである。

創業費を得た安達は「平壤新報」発刊に着手し次の公文に明らかに明治三十八年七月十日「平壤新報」第一号を発刊する。

本年一月十七日附送第三号貴信ヲ以テ御示明相成候衆議院議員安達謙蔵ノ經營ニ係ル平壤新報ハ其諸般ノ準備ヲ了シ本月十日其初号ヲ発刊致候。該紙ハ六頁(内二頁韓文)ニシテ隔日発刊ノ都合ニ有之目下活字等尚欠字多キモ本月中ニハ整頓ノ運ニ至ル筈ニ有之候、尙毎号該社ヨリ直接本省へ郵送ノ都合ニ取計置候此段及申報候

敬具

明治三十八年七月十五日

在平壤分館主任 副領事新庄順貞

臨時兼任外務大臣伯爵桂太郎殿

この公文によつて、明治三十八年七月十日に「平壤新報」の第一号が発刊され、その体裁は六頁建でその内二頁が韓文字、あとは日本文で、

隔日発刊の新聞であつたことがわかるのである。

「平壤新報」の主幹には熊本県人であり、安達の親友でもあつた、平壤日語学校の校長真藤義雄がなり、その韓字担当記者には熊本県から韓語修業留学生として渡韓していた宮嶋秋汀64をあてた。

以上のような新聞の体裁、スタッフをもつて創業された「平壤新報」であったが、外務省の補助が創設費だけの一時金であつたことや、平壤においてさらに「平壤実業新報」という邦字新聞が発刊されたことなどにより、明治四十一年、僅か三年で廃刊のやむなきに至つたのである。

む す び

以上、本稿においては熊本国権党が朝鮮でおこした三つの新聞事業と、国権党的母体である紫渙会成立当初の彼らの大陸における行動、アジア観について管見を述べてきた。これらのことから理解出来たのは明治十年代に彼らが持ち得たアジア各国、とりわけ中国、朝鮮の自立による日本との連帶意識というものが、アジアの状況変化を背景として変化し、朝鮮における新聞事業でも明らかなように、政府の対韓政策と一体化し、さらに急進化したということである。そして、そこには「東亜細亞連合論」や「世界政府論」などの雄大な構想を唱えた紫渙会結成当初の彼らの姿を見い出すことは困難である。ただ、一ついえることは、朝鮮における彼らの行動が日本国家自立、防衛達成のための必死の模索のあらわれであったということである。しかし、そ

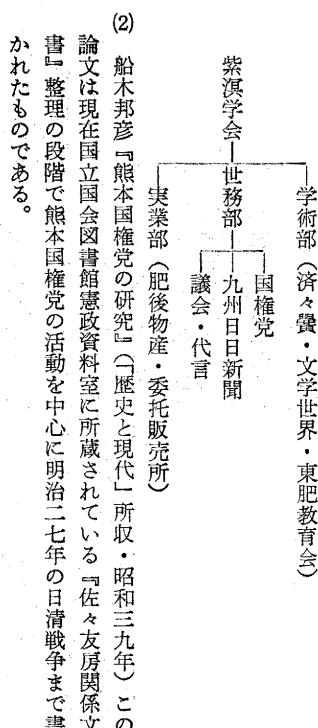
れが彼らの視野の狭さから朝鮮にとって何を意味するかということに対する考え方の欠如を伴つて行なわれたところに大きな問題があつたのである。

尚、紫渕会結成当初のアジア観が朝鮮における新聞事業にみられるような性格に変化していく過程については、また、稿を改めて論じることにしたい。

註(1) 紫渕会は明治十四年九月一日結成された。その規約は次の三綱である。

- 一、皇室を翼戴し立憲の政体を贊立し以て國權を拡張す
- 二、教育を教くし人倫を正し以て社会の開明を進む
- 三、厚生の道を勉め吾人の独立を全し以て國家の富強を図る

紫渕会は明治十七年三月、従来の政党としての性格を変え、道義団体としての紫渕学会として生れ変わる。この紫渕学会の世務部の機関として明治一二二年一月熊本国権党という政党が結成されたのである。その組織図は左の通りである。



年) この論文は熊本国権党の成立期にスポットを当て、国権党の佐々友房津田静一両名の思想分析を行い多くの問題提起をなした研究論文である。その他、国権党の領袖である佐々友房の思想形成を研究したものとして、伊藤隆・坂野潤治『明治八年前後の佐々友房と熊本』(『日本歴史』第三二三号所収、昭和五〇年)がある。

(3) 国立国会図書館憲政資料室所蔵『佐々友房関係文書』(『同心学舎建設趣意書』)

(4) 佐々友房『渕渕歷史』明治二年(『佐々友房関係文書』所収)

(5) 黒竜会編『東亜先覚志士記伝』上、四一四頁 復刻版昭和四一年 原書房
肥後生『清国ニ於ケル肥後人』(明治三二年『佐々友房関係文書』所収)
なお肥後生なる人物は佐々克堂先生遺稿刊行会編『克堂佐々先生遺稿』によれば井手三郎のことである。

(6) 佐々正之『韓国と熊本県人』(明治四三年八月一四日「九州日日新聞」所収)

(7) 前掲『清国ニ於ケル肥後人』

(8) 『紫渕雑誌』は明治一五年三月一日第一号を発行し、月三回の割合で明治一五年一二月二一日の第三〇号まで発刊され、以後明治一五年八月七日から発刊されていた隔日新聞『紫渕新報』(隔日は一五・六年だけで以後日刊)に引き継がれ、さらに明治二一年一〇月九日に『九州日日新聞』と名称を変え、大正、昭和期に至る。『紫渕雑誌』の社長には津田静一、編集長兼印刷長には高橋長秋、主筆には中西牛郎がそれぞれ就任した。

(9) 「紫渕雑誌」において、東亜細亞連合政策を述べている記事としては『東洋之一大機会』(第四号)『東亜細亞政略』(第九号)『対朝鮮之政略』(第一七、一八号)などがある。

(10) 津田静一『吾党ノ共和論』(明治一五年一〇月一一日「紫渕雑誌」第二

三号所収)

- (12) (13) (14) 高浜恒蔵『東亞細亞政略』(明治一五年五月二二日「紫濱雑誌」第一九号所収)

- (15) 能田益貴『棋渓津田先生伝纂』五六頁昭和八年
明治一九年五月一五日 津田静一より佐々友房宛書簡(佐々友房関係文書所収)

- (16) (17) 明治一九年五月一五日 津田静一より佐々友房宛書簡(佐々友房関係文書所収)

- (18) 『投朝鮮國民檄文並緒論』(明治一五年八月三二日「紫濱雑誌」第一八号所収)

- (19) 『天下政黨諸君』(明治一五年八月一五日「紫濱新報」所収)

- (20) 『読者諸君ニ別々告ク』(明治一五年一二月二一日「紫濱雑誌」第三〇号所収)

- (21) 前掲『吾党ノ共和論』同様の万国政府論としては明治一六年、植木枝盛が板垣退助案の名で出版した『通俗無上政法論』(『明治文化全集』政治編所収)が有名である。

- (22) 前掲『読者諸君ニ別々告ク』彼らはこの上海における漢字新聞発行のか、さらに進んで宇内通行文字の新聞をコンスタンチノープルあたりに設立するという遠大な構想も抱いていた。

- (23) 安達謙藏『安達謙藏自叙伝』四五頁、新樹社、昭和三五年(以下「自叙伝」と略す)

- (24) 蛭原八郎『海外邦字新聞雑誌史』によれば明治二五年一二月熊本県人高木末熊によって「釜山商況」が発刊され、その後「東亞貿易新聞」と改題され明治二七年七月「朝鮮時報」となったとされているが、これは明らかに間違いで「朝鮮時報」が発刊されるのは明治二七年一二月二二日である。又、高木末熊は明治三八年当時の「朝鮮時報」主筆である。

- (25) 『朝鮮時報發兌せらる』(明治二七年一二月二八日「九州日日新聞」所

所収)

- (26) 蟹原八郎『海外邦字新聞雑誌史』二六二一四頁、昭和二一年、学術書院『釜山に於ける新聞発兌』(明治二七年一二月二日「九州日日新聞」所

- (27) 明治二七年一〇月二九日、佐々友房より佐々正之宛書簡(佐々縫子氏所蔵文書)

- (28) 『新朝鮮の発兌』(明治二七年一〇月一六日「九州日日新聞」所収)

- (29) 李海鷗『韓国新聞史研究』昭和四六年成文閣

- (30) 外務省外交史料館所蔵『外交文書』(井上馨個人履歴)(以下「文書」と略す)

- (31) 『自叙伝』四七頁

- (32) 『自叙伝』四八頁

- (33) 明治二七年一〇月三二日、陸奥宗光より井上馨宛電文『新聞雑誌操縱関係雑纂漢城新報ノ部』(以下「操縱」と略す)(文書所収)

- (34) 明治二七年一月八日、井上馨より陸奥宗光宛電文『操縱・漢城新報ノ部』(文書所収)

- (35) 明治二七年一月二九日 井上より陸奥宛電文『操縱・漢城新報ノ部』(文書所収)

- (36) 明治二七年一月二九日 井上より陸奥宛電文『操縱・漢城新報ノ部』(文書所収)

- (37) 明治二七年一二月三日 陸奥より井上宛暗号電文『操縱・漢城新報ノ部』(文書所収)

- (38) 明治二七年一二月四日 井上より陸奥宛暗号電文『操縱・漢城新報ノ部』(文書所収)

- (39) 『自叙伝』四九頁

- (40) 明治二七年一二月七日 陸奥より井上宛暗号電文『操縱・漢城新報ノ部』(文書所収)

郎宛公文『操縱・平壤新報ノ部』「平壤新報発刊報告ノ件」(文書所収)
(本学助手・国史学)

- (41) 『自叙伝』五〇頁
- (42) 明治二八年三月一八日 『新聞事業補助費請求ノ件』『操縱・漢城新報ノ部』(文書所収)
- (43) 『自叙伝』五〇頁
- (44) 前掲『新聞事業補助費請求ノ件』
- (45) 明治二八年七月一六日 井上より西園寺公望宛極秘公信文『操縱・漢城新報ノ部』(文書所収)
- (46) 伊藤博文編『秘書類纂・朝鮮交渉資料』明治二八年七月二一八日 井上より西園寺宛電報
- (47) 『自叙伝』五二頁
- (48) 『王城事変関係一件』一、二、三巻(文書所収) このファイルの中には内田定穂の事件概要報告書や事件容疑者の調査など閔妃事件関係の多数の資料が含まれている。又、漢城新報社員と熊本国権党の人々の閔妃事件における行動については小早川秀雄『閔妃殂落事件』が詳しい。
- (49) 『王城事変関係一件』「予審終結決定書」(文書所収) この決定書によれば被告総数四八名中、熊本県人は二名、このうち広田正善、中村楯雄、田中賢道の民権運動経験者三名を除くと残りは熊本国権党関係者であった。
- (50) 明治二九年五月二九日 小村寿太郎より陸奥宗光宛公文『操縱・漢城新報ノ部』「漢城新報ノ補助金増加ニ関スル件」(文書所収)
- (51) 『安達謙成平壤新報社設立意見書』『新聞雑誌操縱関係雑纂・平壤新報ノ部』(文書所収)
- (52) 明治三八年一月一七日 小村寿太郎より林權助駐韓公使宛公文『操縱・平壤新報ノ部』「平壤新報社設立ニ関スル件」(文書所収)
- (53) 明治三八年七月一五日 副領事新庄順貞より臨時兼任外務大臣伯爵桂太郎宛公文『操縱・平壤新報社設立意見書』